

○近江八幡市教育委員会会議傍聴規則

平成25年6月28日

教委規則第6号

近江八幡市教育委員会傍聴人規則（平成22年近江八幡市教育委員会規則第3号）
の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、近江八幡市教育委員会会議規則（平成27年近江八幡市教育委員会規則第1号）第14条第2項の規定に基づき、近江八幡市教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（平27教委規則6・一部改正）

（傍聴人の定員）

第2条 傍聴人の数は、傍聴席の数を限度とする。

2 傍聴希望者が、傍聴席の数を超えるときは、抽選により傍聴人を決定する。

3 前2項の規定にかかわらず、報道関係者であって教育長が認めるものは、会議を傍聴することができる。

（平27教委規則6・旧第3条繰上・一部改正）

（傍聴することができない者）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 凶器その他危険なものを持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 旗、のぼり、プラカード又はビラの類及び笛、太鼓その他楽器の類を持っている者

(4) 前3号に掲げるもののほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

（平27教委規則6・旧第4条繰上）

（傍聴人の遵守事項）

第4条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しない

こと。

- (2) 私語を控え、騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻き又は腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、マフラー又はコート類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により教育長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 携帯電話の類の電源を切っておくこと。
- (8) 写真、ビデオ等の撮影、録音等をしないこと。ただし、教育長の許可を得たときは、この限りでない。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、議事の妨害又は他の傍聴人の迷惑となるような行為をしないこと。

(平 2 7 教委規則 6 ・旧第 5 条繰上 ・一部改正)

(傍聴人の退場)

第 5 条 傍聴人は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 1 4 条第 7 項ただし書の規定により公開しないこととされたときは、速やかに退場しなければならない。

(平 2 7 教委規則 6 ・旧第 6 条繰上 ・一部改正)

(職員の指示)

第 6 条 傍聴人は、教育員会事務局職員の指示に従わなければならない。

(平 2 7 教委規則 6 ・旧第 7 条繰上)

(違反に対する措置)

第 7 条 傍聴人が第 4 条の規定に違反したときは、教育長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(平 2 7 教委規則 6 ・旧第 8 条繰上 ・一部改正)

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(平 2 7 教委規則 6 ・旧第 9 条繰上 ・一部改正)

付 則

この規則は、平成 2 5 年 7 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 2 7 年教委規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行する。